

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例施行規則制定（案）の概要

1 制定の趣旨

本市では、起伏のある地形がもたらす恵まれた自然、歴史的な街並み、新たな都市空間などから形づくられる美しい眺望景観の保全と創出を図り、本市の個性と魅力を磨き高めるとともに、市民共通の貴重な財産として後代に継承するため、「金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例」を制定しました。

このことに伴い、金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例施行規則を制定し、届出の適用除外、諸手続に必要な届出書の様式その他必要な事項を定めます。

2 制定の内容

(1) 眺望点及び眺望景観形成区域の指定の案並びに眺望景観形成基準の案の縦覧等

市長が眺望点及び眺望景観形成区域の指定の案並びに眺望景観形成基準の案を作成したときは、その旨を公告し、公衆の縦覧に供するものとするを定めます。

(2) 眺望景観形成区域内の行為に関する届出

眺望景観形成区域内で届出が必要な行為の届出書の様式、添付図面等の手続に必要な事項を定めます。

(3) 届出の適用除外

通常管理行為、軽易な行為などについては、条例で届出を不要と定めておりますが、その他にも届出が不要となる行為を次のとおり定めます。

- ・ 建築物の新築等で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
 - ・ 地盤面からの高さが10メートル（商業地域等は15メートル）以下の建築物・工作物の建築等及びこれらに設置等がなされる屋外照明設備の設置等（注）
 - ・ 建築物の屋上等における工作物の新設等で、その工作物の高さが1.5メートル以下のもの
 - ・ 文化財保護法、県文化財保護条例、市文化財保護条例等の規定に基づく許可、届出等を経て行う行為
- 等

注 ただし、眺望景観への影響の大きさを鑑み、「通りの眺め」に係る近景形成区域内における1.5メートルを超える建築物・工作物の建築等については届出が必要となる旨を定めます。

(4) 眺望景観形成協定の認定の申請及び形成協定の認定書の交付

眺望景観形成協定の認定申請書の様式、添付図面等の認定の手続に必要な事項を定めます。また、認定書の交付について定めます。

3 施行期日

条例の施行の日（令和元年度中を予定）